

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 児童福祉法施行規則  |
| 根拠条項    | 第 6 条の 9 第 4 号   |
| 許認可等の種類 | 保育士試験受験資格の認定   |
| 法令の定め   | 児童福祉法施行規則第 6 条の 9 第 4 号<br>保育士試験を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。<br>四 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事において適当な資格を有すると認めた者 |
| 審査基準    | 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号）   |
| 標準処理期間  | 総 期 間 日・月 （注：休日は含まない。）<br>経由機関 日・月 （ ）<br>協議機関 日・月 （ ）<br>処分機関 日・月 （ ）   |
| 処分担当課   | 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課（電話番号：011-204-5236）  |
| 申請先     | 同 上  |
| 問い合わせ先  | 同 上  |
| 備 考     | （公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html</a> ） |